

第 62 回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成 28 年 2 月 1 日（月） 12:55～14:30

2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階第 1 会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷浩

（委 員） 野呂順一、宮川努

（審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、埼玉県

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 全員おそろいということですので、第62回サービス統計・企業統計部会を開催させていただきます。

本日は、前回、審査メモに沿った議論は全て尽くしているわけですが、その際に出ました経済産業省で開発したSTATSシステムの概要についてと、今回民間委託を行うことで業務の流れや業務量、特に量的な面がどのように変わるのかということについて、まず追加説明をお願いし、その後、答申（案）の審議等に入っていきたいと思います。

まず、本日の配布資料等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 それでは、事務局から説明させていただきます。

本日お配りしている資料は、議事次第にありますとおり、まず資料 1 として、経済産業省調査統計システムの概要、資料 2 としまして答申（案）、次に、参考資料が 1 から 4 まであり、参考 1 と 2 が、大規模卸売店の 9 月分期末商品手持額（在庫）速報値の訂正と、8 月分販売額の速報値の訂正という資料です。参考 3 としましては、前回の部会で使用した経済産業省の説明資料、参考 4 としまして、前回部会の議事概要をお配りしております。

また、メインテーブルの方々には、席上配布資料を 1 枚配布しております。こちらにつきましては、大変恐縮ですが、会議終了後、回収いたしますので、そのままお席に置いておいていただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、まず、先ほどお話が出ましたSTATSというシステムの概要について、経済産業省から御説明をお願いいたします。これは答申（案）本体に直接係ることではありませんので、時間としては質疑応答を含めて10分ぐらいをみておりますので、その予定でよろしくをお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、STATSの概要ということで、本日、当方のサービス動態統計室ではなくて、システムを専門としております統計情報システム室の参事官補佐の林から御説明させていただきます。

○林経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室参事官補佐 今、御紹介にあずかりました経済産業省調査統計グループ統計情報システム室の林と申します。経済産業省調査統計システムは「STATS」と呼称しております、当室は、STATSの運用管理全般を行っている部署となっています。

第61回の本部会で、西郷部会長から御質問がございましたSTATSにつきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

配布資料は、表紙に続きまして3ページございます。1枚目をめくっていただきまして、1ページから御説明をさせていただきたいと思っております。

STATSは、総務省が中心となって策定しました統計調査等業務の業務・システム最適化計画に基づいて、これまで統計業務毎に持っていたシステム、コンピュータの機能を集約・再編して、平成22年1月分調査から運用開始しております。

STATSはWeb型のシステムであり、経済産業省本省、経済産業局、都道府県の統計主管課からアクセスする仕組みをとっております。

資料の「業務系」と書かれた枠の「調査統計システム」と書かれたところがSTATSで行っている業務の範囲となります。資料中の実線がオンラインによるデータの授受を表しております。破線は、アップロードやダウンロード等によりデータの連携をしている箇所を表しております。

STATSは、調査統計グループで実施する一次統計及び二次統計において、資料作成・分析・公表の効率化、データの高度化等を可能とするため、こちらの四角の中にあります「実施準備」からオンラインに流れまして「公表準備」まで一連で実施できるようになっております。調査に必要な名簿を「実施準備」にアップロードしてシステム環境を構築、紙調査票や、向かって左側にある公関係からオンライン調査を取り込みまして、「受付」を行った後、「審査」「集計」を行う仕組みになっています。ここまでが一次統計の範囲です。

以降、二次統計となる「分析加工」「解析」を経まして、「公表準備」となります。

続いて2枚目が、STATSのシステム的な概要となります。

向かって右側にあります「STATS利用者」がWebブラウザを通じてSTATSを実行すると、中央の枠のところに通信が流れてまいります。資料中央の「メタ・スクリプト」を、アプリ

ケーションプログラムが呼び出しまして集計を行います。集計した値は、左下の「STATS DB」に格納した後、二次利用で参照できるように「解析DB」に格納する仕組みになっております。STATSは、調査統計グループで実施する各統計調査において、汎用的に集計、審査、結果表が作成できるように設計をしている点が大きな特徴となっております。

そのための仕組みとして、資料の中央にある、先ほども少し御紹介させていただきましたメタ・スクリプトを設定しております。

この「メタ・スクリプト」の「メタ」というものは、調査票の情報を格納するもので、品目番号やアイテム、出力したい結果表の様式を記述しています。スクリプトは審査したい内容を設定しております。

このメタとスクリプトを組み合わせ、アプリケーションプログラムを読み込むことによってSTATSが審査・集計する仕組みとなります。そのため、メタ・スクリプトは調査票ごとに作成する必要がありますが、新たにアプリケーションプログラムを開発する必要はないという特徴があり、汎用的な利用が可能となっております。

最後に3ページ目です。STATSの特徴で御紹介しましたメタとスクリプトに関しまして、もう少し詳しい説明となっております。

表の部分で、上から3つあります「調査票メタ」「サマリ表メタ」「結果表メタ」は、エクセルで作成された専用ツールを用いまして、先ほど申しましたように調査票の情報、出力したい結果表の情報を登録します。

調査票メタは、先ほども少し申しましたけれども、調査票の品目設定情報、サマリ表メタは、例えば規模別サマリ等を集計したい時には、規模を設定することで規模別のサマリが作成できます。結果表メタも他のメタと同様、印字する様式を設定することで希望とする帳票が出力されるような仕組みとなっております。

表の下から3つありますスクリプト、「個票審査スクリプト」「サマリ審査スクリプト」「結果表スクリプト」はJAVA言語で定義しておりますが、全てJAVAで定義するといったわけではなく、頻繁に使用する記述や前月比ありなしのチェック等は汎用化して使えるように関数化しており、記述をしやすい工夫をしております。

以上がSTATSの御説明となります。

最後に、前回、第61回部会において、西郷部会長から御質問がありました新世代統計システムですが、こちらは動態系を中心とした統計システムで、平成12年から稼働しております。こちらのシステムも、先ほど御紹介しました最適化計画に伴う集約と再編によって、そのグループで持っている他のシステム同様、STATSに取り込まれております。

また、政府全体のデータベースとSTATSとの関連について御質問を受けておりますが、STATSで作った結果表は、政府統計共同利用システムを利用して、行政機関や国民に提供する形で公表を行っております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明に関して、何か御質問等がありますか。

ないようでしたら、私から1つだけ。今回、民間事業者の活用に当たって、このSTATSシステムを民間事業者が使う形になるわけですね。審査と集計の部分が、民間事業者との関係はどんなふうに行っているのか、具体的に民間事業者がどの部分をSTATSシステムの中でつかさどることになるのか、簡単にどういう計画かということをお教えいただけますか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 現状、STATSの全体の部分の中で民間委託をさせていただいて、このSTATSの利用の部分というのは、政府共同利用システムの部分で、事業者がオンラインで報告する部分は、総務省のデータベースに一旦格納されて、それ以後の部分については定期的に経済産業省のSTATSにデータを取り込むという部分と、あと調査票の関連の部分で、調査票で上がってきたものをデータパンチする部分があります。こちらの部分につきましては、現在、民間委託をしておりますけれども、これも併せた形で、同様に継続的にデータパンチを外注いたしまして、それでSTATSに磁気媒体化してデータを取り込むという部分で、オンラインと調査票関連の部分のデータがそろった段階でSTATSにデータとして格納して、その後、審査、集計の部分につきましては、STATSを利用して集計表まで作成をするというところまでが全体のSTATSと民間事業者との利用の関係という状況です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

御説明どうもありがとうございました。特にほかに質問がなければ、STATSの概要に関してはこれまでということにいたしまして、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、前回の部会におきまして、民間委託後の業務の流れについて、もう少し具体的な量的なイメージが湧くような説明をということでしたので、今度はそれについて、調査実施者である経済産業省から御説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、御説明させていただきます。お手元の資料の一番最後にあります右方に「席上配布資料」ということで1枚紙を御用意させていただきましたので、こちらを御覧いただけますでしょうか。

今回、本省直送分の民間委託業務に関しまして、委託作業業務全体について定量的に示していただきたいということでしたので、この資料を用意させていただきました。この資料についてですけれども、今回の民間委託の対象である丙調査と丁調査における事務の流れ及び事務量を人日で書かせて頂いております。

席上配布とさせていただきますのは、今後確約できるものでなく、あくまでも現状での想定ベース、いわゆる試算ベースで作らせていただいたということで席上配布扱いとさせていただきます。あらかじめ御了承いただければと思います。

それではまず、全体の表を御覧いただきますと、このパンチ絵自体は、先ほど申し上げました丙調査と丁調査における事務の流れと事務量を記述したものです。この資料につきましては、あくまでも月例作業に特化した形で記述させていただいています。翌年1月分

確報集計において、実は事業所から確報の締め処理日以降に集まってきた調査票を、一括して年間補正として処理する作業もあります。あくまでこの年間補正の部分につきましては、ここでは省かせていただいております。

まず、表の左側が「現状」ということで、右側の部分につきましては委託外注後の想定ベースでして、オレンジの部分につきましては、網掛けした箇所が新たに民間委託される部分の業務、青の部分につきましては、委託外注化によって、以降、経済産業省の職員が作業の重点化を図る部分を示すというふうにご理解いただければと思います。

まず、左側の「現状」の部分の御説明です。上から「調査票の配布」「回収」「データ入力」「審査・疑義照会」「集計」という順になっております。

「調査票の配布」ですけれども、今回の民間委託の部分については、調査対象の丙ということで、こちらが対象件数で言いますと大体4,500事業所、丁の部分については、全体の部分の約150事業所とお考えいただければと思います。この対象につきましては、調査票を1年間分、12か月分ですけれども、7月上旬にそれぞれ送付をいたします。調査開始月は大体7月分調査ですので、8月15日が法定提出期日ということで提出をしていただくというスケジュールになります。

次に、最初の月の「回収」です。調査票の提出を受けまして、郵送提出分とオンライン提出分に分けられますけれども、郵送提出分は、大体過去の平均では全体4,650件のうち半分強の2,350件ぐらいです。丙担当者が現在2人です。あと丁担当の部分についても、別の調査の甲という大規模卸の担当も丁の部分は兼ねておりますけれども、一応2人でやっているという現状です。それぞれこの業務を2日体制で受付、事前審査ということで、オンライン分を含めまして、それぞれ2人体制で2日間ということで8人日で処理をしているというふうに御覧いただければと思います。

次に「データ入力」ですけれども、先ほども申し上げましたが、まず郵送提出分については、STATSに格納するためのデータパンチが必要であるということで、これをシステムに投入するため、データを磁気媒体化するためのパンチ外注を月2回ぐらい行っておりますが、これは従前から民間委託をさせていただいているところです。その後、オンライン提出分、こちらは政府共同利用システム、総務省のDBに一旦入りまして、そこから定期的に経済産業省の調査統計システム、先ほど御説明させていただいたSTATSのデータベースへの取り込みということが並行的に行われます。

データがセットされますと、次に「審査・疑義照会」ですけれども、審査の部分につきましては、まず、調査統計システム（STATS）による個票審査、その後、全体的な集計を行って、規模別とか地域別といった集計をして、いわゆるサマリ審査を行うステップを踏みます。このところが大体10人日ということで、丁調査分については、郵送提出分の個票審査は回収時に事前審査にてチェック済みでして、この段階ではオンライン提出分の個票審査と郵送、オンライン分のサマリ審査を行うという状況になります。大体この部分について2人で行っていて、延べ1日ということで2人日かかると。一方で、丙調査の部分

については、郵送、オンライン分の個票審査とサマリ審査を行うということで、2人体制で大体4日間ということで延べ8人日かかります。先ほどの丁と丙ということで全体で10人日となっています。

その後、疑義照会ですけれども、個票・サマリ審査によりまして、報告内容に疑義が生じた事業所について、月平均50件ぐらい行っているということで、増減要因も併せて照会を行うということで、丁の部分については、既に事前確認済みである関係から、ほとんど作業量がなく、ここはメインは丙でございまして、2人体制で大体1日かかるということで、全体で2人日という業務になっています。

最後に、全体の「集計」ですけれども、調査統計システム（STATS）による集計を行いまして、集計結果により調査項目ごとに、特に販売額を中心に個別事業所、寄与度順リスト等を出して、当該事業所へ当月の増減要因についてヒアリング等、もしくは正しい数値であるかどうかといった確認を含めて、ヒアリング情報をもとに増減理由を整理するという状況になっています。ここの積算内訳は全体で4人日ですけれども、丙調査が2人体制で1日で大体全体が2人日、丁調査についても2人体制で1日かかって2人日、合計で4人日という形で作業を行っている状況です。

続いて、右側の「変更後」です。委託外注後の想定ベースで、オレンジの網掛け箇所が新たに民間委託される業務部分とお考えください。基本、委託する業務内容は左側の「現状」の部分と同様ですけれども、唯一違う点は、集計の箇所の委託内容、一番下です。民間委託する業務は、集計結果によりまして調査項目ごとに、特に販売額を中心に個別事業所に寄与度順リスト等をもってプライオリティーづけをして照会をかけるわけですけれども、そのヒアリング情報をもとに、その後、各合計値の増減要因等を整理しまして、実際には検討会の資料とか要因説明を経済産業省職員が行うものとしております。その部分で、実は要因ヒアリングまで委託作業としておりまして、その後の要因分析といった部分につきましては、引き続き経済産業省が行う形にしております。ここで、左側の現状では4人日といったところを要因のヒアリングまでということで3人日という形で考えております。

右側の青の部分です。こちらの青の網掛け箇所が委託外注化によって経済産業省職員が作業の重点化を図る部分と考えております。

まず、青の部分で上から囲みが4つほどあります。

一番上の回収困難な対象に、経済産業省から直接督促ということで約5件ということで1人日というものがまずあります。調査票回収のところで、民間委託事業者が調査票提出の督促を行っても提出がないような特に困難な事業所、いわゆる経済産業省職員でないと答えられませんとか、そういった形で拒否をされてしまっている事業所といったところは引き続き経済産業省職員が直接督促を行うと考えております。全体で提出がないような事業所は大体100件と考えて、そのうちの5%ぐらいが困難な事業所と想定しまして、大体1人日ぐらいかかるのではないかと想定しています。

続いて、青の2段目の部分で、審査・疑義照会のところですが、民間事業所がSTATSを利用

して、いわゆる個票審査なりサマリ審査を行って実際に業務を正しく行っているかどうかについて、進捗管理を含めまして、経済産業省の職員も同様な作業を一度個票審査、サマリ審査を行ってみる。それで漏れがないか、正しくきちんと審査・疑義照会の部分を行っているかどうか、この部分について、経済産業省の職員が管理を含めてチェックを行うといったところで1人日を予定しております。

次に、同項目の疑義照会の部分ですけれども、民間事業者が個票・サマリ審査によって報告内容に疑義が生じた事業所、大体50件ぐらいとここでは想定しております。ここで増減要因も併せて照会をさせていただき予定としており、民間事業者では対応が困難な事業所が同様に出てくるということで、この部分についても特化した形で経済産業省の職員が対応する、手厚く対応するというので大体5件ぐらい出てくるだろうということで1人日重点化をして行うとしております。

続きまして、集計のところでは、民間事業者の業務を、集計結果を用いて調査項目ごとに作成しました。特に販売額が中心ですけれども、事業所の寄与度順リスト等を用いて、当該事業所への当月の増減要因について、民間事業者にヒアリングをしていただくところまで委託の業務としております。ここが重点化のポイントでして、その後、ヒアリング情報をもとに、各合計値の増減要因理由等を整理して、検討会資料なり要因説明情報の作成を引き続き経済産業省職員が行い、重点化がここで図れるものと考えております。ここで大体2人日と考えております。

ということで、最後に青の囲みの業務、以上4点の部分を申し上げましたけれども、経済産業省職員の作業として、委託開始直後から余裕のできた時間、労力を集計結果の増減要因分析等に、青の部分が重点化が図れる事項と整理をさせていただいております。これによりまして、調査結果を安定的、継続的に提供できるとともに、制度維持が図れるものと考えております。また、特に青の囲みの上から3つ目の事項ですけれども、この部分については、民間委託業者が月例作業の経験を重ねることによりまして、時間の経過とともに業務に慣れていただいた暁には、ノウハウの移転等が職員から委託業者にかなり進むと考えております。①～③を並行的に経済産業省職員が対応することによりまして、対応困難な事業所の扱いについても委託事業者が慣れていくことによって減少していくと想定されます。従って、委託直後の時期は、瞬間的に人員は膨らんでしまう部分はありますけれども、この人員は徐々に不要となっていくと考えております。

また、最後の4点目の項目につきましては、当初は委託事項とはしておりませんが、将来的には委託事項としても視野に入れる予定と考えています。

簡単ではございますが、御説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

前回の部会の折に、作業の流れが、どの部分が民間に委託されて、どの部分が経済産業省に残るのか、それを量的にも視覚化してほしいという要望へのお答えということで御回答いただきましたけれども、何か御質問等ございますか。

はい、お願いします。

○野呂委員 大変御丁寧な御説明で、しかも分かりやすい資料で、大変よく理解できました。あえての御質問で恐縮なのですが、これは各月ごとの、ある意味では平均的な数字ではないかと思うのですが、例えば、右上の方に記載されている「未提出分についての督促約100件」というのは、月によって500件になったり30件ぐらいになったりと、いわゆる増減と言いますか、月ごとの変化は大きいものなのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 この数値の部分につきましては、今までの平均的な数字でございまして、多少振れはありますけれども、大体平均的な数値とお考えいただければと思います。

○西郷部会長 ほかにありますか。

宮川委員。

○宮川委員 大変御丁寧な御説明をありがとうございました。

私から、もう既にこの点は解消されているのかもしれないのですが、1つ御質問させていただきたいと思います。変更後の疑義照会を受託事業所で実施されるということは、具体的な作業としては、受託事業所から電話等をかけて、数値の確認をされるのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 委託の仕様書につきまして、一応STATSのシステムの利用等もありますので、システムを利用する場所というのが経済産業省を今、想定をしております。従いまして、事務局をどこに置くのかにもよりますが、現状では経済産業省の当室の中で行っていただくと考えております。

その後ですけれども、後のSTATSの関連のシステムの現状の部分として、STATS自体が現状では経済産業省の中でのということなのではございますけれども、委託外注業者に特定のセキュリティなりを与えて、委託事業者の会社の事務局から直接STATSを動かせるようなシステムも導入、開発を図っておりまして、その提供、セキュリティの安全性の確認が完全にとれば、仕様書の中に委託外注先が経済産業省での作業とするか、それとも民間委託事業者の事務局にするかという2つの選択肢で択一できるような状況となります。

○宮川委員 私が少し疑問に思ったのは、疑義照会とか調査対象に対する要因ヒアリングを各調査対象に対してお電話なりで確認をとられるという点です。そういう場合に、いわゆる調査主体である経済産業省からではなくて、委託先から問い合わせがあったことに対して、守秘義務との関係で、調査対象によっては「どうして経済産業省でない組織から電話がかかってくるのか」というような疑問が出てこないのかということを少し心配しています。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 まず、客体の心配ですけれども、そちらの部分については、ある意味、調査対象者の信頼性の確保という観点から、当省のホームページとか調査依頼上において、調査に関する調査票の配布とか回収審査、問い合わせ先、そういった部分については「経済産業省が当該委託事業者に委託し

ました」というお知らせを事前にするような形をとりたいと考えております。それと、問い合わせ先となる事務局の連絡先を併せて記入したはがきとかを、調査関係書類と一緒に事前に郵送し、当該事業所にお知らせするとともに、この部分については、業務で知り得た情報を外部に漏らしたり、他の目的に利用することがないように、いわゆる秘密の保持義務が課せられているといった内容についても記述をして、対象事業所さんが不安にならないような形の契約内容をとりたいと考えています。あと、紙調査票の返送先は事務局ではなくて経済産業省であるということをきちんと明記した上で、紙の部分については、経済産業省に返送いただく方向で考えています。それと、民間事業先が「どこの誰です」という会社名や電話番号とかについても当然明記をするとともに、その事業所さんについてのホームページのリンクをはったりして、十分秘密の保護が図られるといったところを明示したいと考えています。

○宮川委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○西郷部会長 ほかにありますか。

こういうふうには「人日」という単位で、きちんと業務量が示されたのは、私も初めて見たと思います。確かに見かけ上は民間に委託される部分というのがあって、青い部分はだんだんなくなっていくというお話だったのですけれども、業者が変わればまた青い部分が発生するわけですね。ですので、その辺をずっとやらなければいけない公的統計を、事業者が入れかわるといった条件のもとで民間に委託していくというのはなかなか大変な作業なのだなということもこの図が物語っているのではないかと思います。

ほかに御質問がなければ、前回、量的な部分が見えるようにということで詳しく御説明いただきましたので、この点に関しては以上の御説明で終わりとしたいのですけれども、よろしいですか。

(委員首肯)

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、答申(案)に入る前に、前回、9月の大規模卸売店の在庫に関して、見方によっては系統的ともいえるような処理の違いによって、速報と確報とがかなり離れたように見えたという部分について御説明をいただきました。それが発生した部分は甲調査の部分ですので、今回審議しております丙・丁調査には直接関わらないと見ることもできるわけですが、その一方で、商業動態統計調査の使われ方というところを見ると、例えばQEに使われるということもありますので、その点に関して、経済産業省から追加的に御説明いただけるということですので、よろしく願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 お手元の参考1と2を今回お配りさせていただきました。

参考1ですけれども、これは商業動態統計調査大規模卸売店の期末商品手持額、いわゆる在庫の部分の平成27年9月分の速報値の部分で誤りがありましたということをお前の第61回のサービス統計・企業統計部会で御説明させていただきました。

その際の当方からの御説明は、速報値に一部の未提出事業所に推計を施していなくて、また、新しい数値で公表した9月分確報値との速報誤差が大きくなってしまいましたというところまででした。しかしながら、当該速報値について、既に確報値は公表しておりますが、速報値の部分は推計がなされていない事業所分を推計して、正しい速報の数値につきまして再計算をさせていただきました。これは、速報・確報差を分析するといったユーザー等の利便性を考慮いたしまして、改めて再集計させていただいたものです。その結果としまして、平成28年1月26日に訂正值としまして改めて公表いたしましたので、御報告をさせていただきます。

御覧いただければと思うのですが、これによりまして、最終的には再計算後の9月分の速報値、在庫額及び前年同期末比ですけれども、正しい数値として4兆4811億円ということで、対前年同期末比では、実は-10.8%ではなくて-4.9%になりますということをお報告させていただきます。これによりまして、確報値で実際には4兆7327億円で対前年同期末比では+0.4%ということですが、これで速報・確報差は+11.2%ポイントと当初申し上げましたけれども、実は正しい速報値で計算しますと+5.3%ポイントということで上方修正となっている。速報誤差が少なくなっているという情報を提供させていただきましたので、御報告をさせていただきます。

次に、参考2の部分につきましては、今回の9月分の在庫のミスのほかに同様のミスがないかどうかというところを内部的に他箇所の調査分も含めましてきちんとチェックを行った結果、平成27年の同様の大規模卸売店の販売額、これは8月分の速報ですけれども、こちらにも同様なミスがあったということで、その御報告をこの場で追加的にさせていただければと思います。

今申し上げたとおり、9月分の集計にミスがあって、これを受け、同様なミスがないかの点検を行った結果、同年の8月分の速報にも集計ミスがあるということが判明いたしました。それで、当該速報値について、商品手持額と同様に再集計を行いまして、在庫の速報の再計算値と同様な日付、28年1月26日に今後の対応、再発防止策と併せて公表をさせていただきました。

結果としましては、参考2の裏面の方ですけれども、この数値になりまして、再計算後の8月分の速報販売額については8兆4443億円ということで、対前年同月比-2.7%となりまして、誤りであった再計算前の部分については7兆7142億円で対前年同月比が-11.1%、これが修正されて-2.7%という状況です。これによって、実際には正しい数値に訂正しますと8.4%ポイントほど上方となる結果であったことを訂正並びに情報提供をさせていただきました。こういう形になりまして、集計・公表をさせていただきました。

今回またこのような形でミスを発生させまして、政府統計に対する信頼を損ねるようなことになってしまったことを改めてこの場でお詫びをさせていただければと思います。申し訳ありませんでした。

この事象に関する今後の対応でございます。当方としましては、今後このようなことが

発生しないように再発防止策としまして、本件の推計作業等は数年に一度とはいえ、標本事業所に対して調査を行う時に発生する作業、新しい標本替えをするのが次回は平成29年7月分からです。同じような在庫の部分については、29年9月分調査で同様な事象になるということですので、この時点においては、これまで担当者マニュアル等を見直して追記をしまして、実際には今後同じようなことが発生しないようきちんと引き継ぎをすることを徹底するとともに、システムにおきましては、既に問題箇所の部分についてはメンテナンス済みです。

加えまして、システムの的にも更なる工夫を施しまして、今、完全自動化対応とまではいかないかも知れませんが、それに向けた形で、それと同様に当該月が来たら自動的に稼働させるといったような工夫等も盛り込めるかどうか、さらに追加的な改善対応を検討中です。

今回の問題事案と、今回の諮問内容の商業動態統計調査の民間委託業務との関係ですが、今回の問題となった事案につきましては、甲調査に関するものでして、甲調査は民間委託の対象外となっております。また、丙調査及び丁調査においても、集計事務というのは当然ありますけれども、丙調査及び丁調査は一定の条件に該当する事業所、企業を全て対象としておりまして、標本抽出対象調査とは異なり、対象の大幅入れかえ等がほとんどないことから、本件事案の発生の起因となる事象は生じにくい状況にあります。

以上のことから、本件の事案が今回の諮問に対する商業動態統計調査の民間委託業務に影響するものではないことを付け加えさせていただきます。

長くなりましたが、以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。もう既に確報が公表されているというタイミングで速報値を直すというわけなのですので、この速報値はQE等に利用されておりますので、内閣府からも今のことに関してコメントいただければと思います。

○谷本内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課長 内閣府の経済社会総合研究所です。

ただ今部会長からお尋ねがありました平成27年9月の商業動態統計の速報における商品手持額の訂正のGDP速報への影響ですが、参考までに申し上げますと、商品手持額の速報値を用いて推計する主な項目であります27年7-9月期の一次速報における民間在庫品増加の流通在庫について、簡便な試算を行いますと、流通在庫の実質GDP成長率への寄与度で0.1%ポイント程度押し上げる影響があったものと見込まれます。

なお、平成27年7-9月期のGDPの一次速報は、その公表時点で利用可能な基礎統計を用いて推計したものです。今回の商品手持額の速報値の訂正を受けて、この一次速報を改定ないし修正するというものではなく、先ほど申し上げた影響につきましては、あくまで一次速報段階で用いていた基礎統計の訂正について、そのおおよそのインパクトをお示しさせていただきます。

また、平成27年7-9月期のGDP速報につきましては、適切に推計された商業動態統計の確

報を用いて推計したうえで、昨年12月に公表してございます7-9月期二次速報を現時点では御利用いただければと思っております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

甲調査に係ることということで、今、御審議いただいております丙・丁調査とは直接には関わってはいないということなのですけれども、集計の部分まで含めて民間に委託されるという文脈の中では、変則的であるとは言いながら、事情が分かっている担当者のもとでもこういうことが起こり得るのだということでもかなり気をつけなければいけないことであって、今、最後に御説明がありましたけれども、こういうことが起こらないようにということでマニュアル化、自動化を進めておられるということですが、集計が民間委託されてもこのようなことがないように御注意いただければと思います。

委員の方から、今の御説明に関して何かありますか。

もしないようでしたら、答申（案）に直接係る部分ではないということではあるのですけれども、政府統計、公的統計全体にとってみればかなり大きな点であるということもありますので、今度の統計委員会において、私が部会の答申（案）について説明する際にも今の点については触れたいと思います。

それでは、今日の一番大きな議案であります答申（案）についてお諮りしたいと思います。

答申（案）は、今日の配布資料の資料2になります。全部で3ページあります。一部ペンディングとはなっておりますけれども、前回の部会で審査メモに書かれました論点については全て尽くしておりますので、ほぼ完成品に近いものと御理解ください。

構成といたしましては、1ページ目に「1 本調査の計画の変更」ということで「（1）承認の適否」ということですが、本答申（案）に関しましては、審議する内容というのは丙調査と丁調査における民間事業者の利用ということで、そこが一番大きな論点ということになりますので、その承認の適否という変更はその点だけで、その承認の適否というのが（1）、その適否を判断した理由というのが（2）に書いてあります。

2はいわゆる宿題に当たる部分ですが、前回の答申の際に示された今後の課題への対応というものがどうなっているのか、それが2～3ページ目にかけて書いてあります。

3ページ目の「3 オンライン調査の推進」は、今回の答申に限らず全ての公的統計においてオンライン調査の推進ということが掲げられておりますので、それについての対応の状況が記されているということです。

「4 今後の課題」に関しましては、前回の部会の時に今後の課題とすべきような大きなトピックは特になかったと私は考えておりましたので、現時点ではペンディングという形で特に項目は書いておりません。

以上が答申（案）の大体の骨組みであります。

それでは、一つ一つの項目に関して審議をしてまいりたいと思っておりますけれども、まずは

1 ページ目に戻っていただきまして、「1 本調査計画の変更」ということで(1)はいわゆる結論に当たる部分ですので、先に結論だけちらっと見ておきますと、段落の一番最後のところに「変更を承認して差し支えない」という結論になっています。この結論に関しては、その理由等が成り立っているかということを確認してからまたこちらの方に戻りたいと思いますので、まずは「(2)理由等」について御審議をいただきたいと思います。

この理由なのですけれども、今回の調査計画の変更というのは、基本計画等で言われている民間事業者の活用という観点に鑑みて、商業動態統計調査の中では比較的規模が小さい、そして回答率ももともと高い丙調査と丁調査に関して、民間事業者を導入して、先ほど非常に見やすい席上配布資料がありましたけれども、調査票の配布、それから回収、督促、そして審査・疑義照会、集計といった部分を民間事業者に委託するという案になっているわけなのですが、その民間事業者の活用という観点自体は政府の基本計画に沿うものであるということから適当であると考えられるであろうと。その際、重要なのは民間事業者を活用することによって統計調査の信頼性、正確性というものが損なわれてはいけないということから、民間事業者を選ぶ際にどのような基準でそれが選ばれるのかということが2 ページ目の表のところ、民間事業者の活用の際にどんな点に注意しなければいけないのかということが書いてありまして、留意点としては4点ありますけれども、こういったことが全て満たされるという条件のもとで民間事業者への委託というものが行われる。従って、そういう公的統計全体の流れにおける民間事業者の活用、それから民間事業者を活用するに当たっての留意点も適当に配慮が施されているということから、今回の変更に関しては適切であるというのが結論となっておりますけれども、いかがでしょうか。文言等まで含めて、御意見をいただければと思います。

○宮川委員 細かいことが気になって恐縮なのですが、1の(1)の1行目のところに「平成27年11月19日付20151117統第2号」となっています。これは11月19日だと「1119」かなと思ったのですが、それは特に問題ないのでしょうか。

○西郷部会長 これは大丈夫だそうです。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 これは、経産省から総務大臣あてに発出された申請書類に記載されているものです。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 補足します。経産省内での起案から決裁までに数日を要します。11月17日に起案をして、それで19日付で発出したということなのですが、起案日についても「1117」のように入れることになっていると聞いたことがあります、それでよろしいですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 はい。結構です。

○宮川委員 細かいことで恐縮です。

○西郷部会長 ほかに何かありますか。

お願いします。

○野呂委員 今回の商業動態統計調査につきましては、資料に書かれているとおりの結論

かなと思いますが、そもそも公的統計全体において、民間事業者にどの部分をどのような形で委託するかといった全体的な議論をしなければいけないということが、基本計画部会あるいは統計委員会で審議されているにもかかわらず、その点に全く触れられていないあたりが少し気になります。この答申を読んだ方々に、“そもそも論”を検討しなくてはならないということも意識しているのだよというところを伝えられるようにできないものかと思います。それを答申に埋め込むのはなかなか技術的に難しいのですが、今回の民間委託は比較的小さな規模なので、先行的にやるのだというニュアンスを入れるのは難しいものでしょうか。

○西郷部会長 そうですね、入れるとすればどこに入るのですかね。全体の流れの中でというのがなかなか。記述としては、1ページ目の下から2番目のパラグラフの「加えて」というところで、公的統計の整備に対する基本計画への言及があって、そこで言われているとおりの基準で民間事業者が選ばれるからというふうには記述はされているわけですが、今回の答申の決定が全体の流れの中でどういう位置づけになるのかというところまでは確かに書けていないような面はあります。ただ、それはかなり大きな問題なので、ここでぱっと私が思いついて、ここをこういうふうにしますとは申し上げられないので、持ち帰りというか、後で回覧する時にそれをチェックしていただくということよろしいでしょうか。

○野呂委員 書き方が大変難しいとっておりますので、それで結構です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに「理由等」というところで何かありますか。

はい、どうぞ。

○宮川委員 これも無理に文章を書きかえる必要はないかと思いますが、前回、野呂委員は、民間委託対象調査の拡大だけで民間事業者の育成ができるのか、契約を少し長期化するとか、経験を積むことによってということによる育成が必要だということを言われたかと思いますが。この点はどう考えればいいのでしょうか。先ほどのお話にも少し契約の長期化のようなニュアンスの御発言があったような気がするのですが、それでも。

○西郷部会長 これも民間事業者を具体的な活用な面でどうかということなので、ただ、長期的な契約については…。

○宮川委員 今後の課題として民間事業者の育成を考えるとすれば、民間事業者の習熟とか設備投資ということも考慮した契約が必要だとか、そういうことにもなるのでしょうか。この「4 今後の課題」のところは書かれていないとは思いますが、それでも。

○西郷部会長 「今後の課題」というと、いわゆる宿題の部分というのがあって、公的統計全体の流れというよりは、商業動態統計調査に特化したものを書くというのが普通のやり方で、そこに書く以上は次回の諮問の時に実施部局が絶対に答えなければいけないというくらい結構重たい内容になってしまうのです。ですので、余りざっくりとした書き方ではなくて、課題については「これについて考えてください」という特定のものを書く

というのが普通になっておりますので、今のような内容だと答える方が大変かなという印象は持ちます。後でまた「今後の課題」のところでもう一回議論させていただこうと思えます。

ほかにありますか。

はい、どうぞ。

○野呂委員 今、宮川先生のおっしゃったことも含めて、これは商業動態統計調査の固有の問題ではなくて、民間委託全体の議論なので、そうした議論の場がやはり要るのではないかなと思います。どの部分を委託するのかということと同時に、どのような業者にどういう形で委託するのかという全般的な話がどこかでできればいいと思います。そういうことをこういう答申（案）の中に書き込むのはなかなか難しいのでしょうか。各個別の統計の審議の中ではなかなか出しにくい形になりますけど。

○西郷部会長 よく使われる方法としては部会長メモというのを出すということで、ただ最近、部会長メモが結構乱発されている印象があって、何かメモの効力も大分落ちているのではないかと個人的には感じておりますので、そうは言いつつ、もしかしたら私も出してしまうかもしれませんけれども、その部会長メモの作成というところまで含めて、少し考えさせていただくということによろしいですか。

（委員首肯）

○西郷部会長 ほかにありますか。

それでは、特にないということであれば、「理由等」についてはこれで決着したという形にさせていただきたいと思えます。

この「承認の適否」というのは、変更に関してですよね。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 そうです。

○西郷部会長 ここで書いてしまっているのですね。（２）が決着したということであれば、（１）についてもいいということですよ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 はい。

○西郷部会長 それでは、１の（１）に戻らせていただいて、変更の理由が適当であると判断されましたので、今回の変更を承認して差し支えないという部分も自動的に適当であるというふうになると思えますけれども、よろしいでしょうか。

特に反対意見がないということであれば、答申（案）の文のとおりで決着させていただくということにします。

次に、２ページ目にまいりまして「『今後の課題』への対応状況」ということですがけれども、ここはいわゆる業界団体との連携ということが焦点になっておりまして、前回の答申の際に、いわゆる既存店についての表章を従来商業動態統計調査でもやっていたものをやめる。そのやめる時の根拠というのが、業界団体においてほぼ同様でほぼ同精度の既存店の表章というものがその統計で行われているということから、商業動態統計調査での表章をやめるという形になったのですけれども、民間団体で行われているということから、

その表章がきちんとやり続けられるのかということをごきちんと点検をして確認をしてくださいというのが宿題の内容でありました。ですので、今回、コンビニエンスストアの既存店に関して、業界団体と連携の確認をしていただいた結果、これまでどおり業界団体では既存店に関する数字を出し続けることが確認されたということですので、そのような確認が行われたということで、前回の答申で示された今後の課題への対応はなされたとここでは書いております。

以上なのですけれども、2に関して御質問、御意見等があったら承りたいと思っておりますけれども、いかがですか。

もし特にないということであれば、答申（案）のとおりで適切であると部会として判断したとさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

（委員首肯）

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、3番目の「オンライン調査の推進」ということで、資料2の3ページ目にお進みください。オンライン調査に関しましては、この商業動態統計調査に関しては、政府統計全体のオンラインの利用率と比較すると、特に丙調査、丁調査は利用率が高いといえれば高い方だと言えるわけなのですけれども、それでも丙調査の方で50%ぐらい、丁調査で38%ということで、まだまだ利用率を上げる余地はある。従って、現時点で比較的使用率が高いということに安住することなく、なるべく利用率が高くなるような手立てを打ってくださいという形で文章は書かれております。

いかがでしょうか。

特にないということであれば、このオンラインというのは対象によって利用率が大分違っているということがありまして、政府の方で働きかけたからといって簡単に上がるという性質のものではないということが経験上かなり分かっているわけなのですけれども、そうはいつでも、特に業界団体を通じて行われるような調査というか、業界団体が非常に強い組織力を持っているような場合ですと、このオンラインの調査の利用率は上げる余地は結構あると思いますので、そういったところを中心に今後も取り組んでいただくということでもよろしいですか。

（委員首肯）

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、3番目まで決着したということで、今度は4番目の「今後の課題」ということで、今のところ、ここで特にこういうことをしてほしいということは書いていないわけなのですけれども、何か委員の方々からありますか。

1点だけ私から、これは確認というか、当然のこととは思っておりますけれども、前回の答申における今後の課題というのが、コンビニエンスストアの既存店に係るデータについて、業界団体との連携を図ってくださいということだったわけなのですけれども、これは今後も引き続き行われるわけですね。特に今回で連携の確認をしたからこれでおしまいというの

ではなくて、既存店の表彰に関しては、今後も業界団体と連携をとりながら行われていくというのが私の理解なのですけれども、それを特に今後の課題に書かなかったからといって、それが行われなくなるとは理解していないのですけれども、そういう理解でよろしいですよ。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 はい、結構です。

○西郷部会長 それでは、そのことを条件に、今回の答申（案）には「今後の課題」にその点は書かないということになると思います。

そのほかに何か「今後の課題」に特に特記するということはありますでしょうか。

先ほどの民間事業者の活用の仕方ということに関して、全体の流れがあって、その中に商業動態統計が位置づけられるべきではないのかというのは確かにそのとおりなのですが、これまでの答申における今後の課題の性質を考えると、ここには書きづらいかなという感じですので、それに関してはこの答申（案）の中というのではなくて別の形まで含めて、私の方で考えさせていただければと思います。

はい。

○宮川委員 ただ、席上配布資料で、今の段階ではこのブルーの点線で囲まれた部分というのと、それから新たに私どもが今回審査したというか、検討したオレンジ色の部分の配分というのは、今後ブルーの部分が少なくなる形になるということを目指すとか、先ほどそういう話はおっしゃらなかったでしょうか。

○西郷部会長 では、実施部局からお願いします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 今、おっしゃっていただいたような形で申しあげましたけれども、あの部分は習慣的な形として、要は民間委託業者の方をある意味インキュベート（育成）するなり、現状の部分で実際の客体の方から不信感とかそういった部分を少しずつ払拭して、民間委託業者のノウハウ自体をインキュベートする立場の部分でもあるということで、その分は瞬間的に重なる部分ではありませんが、ノウハウを少しずつ、確実にトランスファーすることによって、その部分はだんだんと低減していくと思っております。

○宮川委員 そうすると、経産省の方の負担を減らしていくような形での民間委託のあり方、契約のあり方というのは、今回の商業動態調査の中の我々の審議事項の中で、今後の課題として残されていく部分なのかなという気が少しするのですけれども。

○西郷部会長 モニターするという意味ですか。

○宮川委員 私の理解が少し不十分かもしれないのですが、過渡期だと少し人が要るかもしれないけれども、契約のあり方、民間委託のあり方で、経済産業省の関与がだんだんと少なくなる。ただ、それには委託された民間事業者の習熟度みたいなものを今後図らなければいけないという理解でよろしいわけですよ。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 そういうことです。それと、民間委託の現状では1年契約という形になっておりますので、受託業者が来年度

違う業者になった場合においては、例えば今年度の部分の受託業者に対して、技術的なトランスファーの部分も含めて報告書を作成していただいて、今度は次の業者さんにきちんとその部分を報告して橋渡しをしていただくといった形のを業務仕様書等に設けて、ギャップの期間がないように対応するように考えております。

○宮川委員 そうすると、今のお話だと、技能をできるだけ民間に広く、もしくは個別に習熟させていくような手法というのは、今回これを認めて、そのやり方が定着するかどうか、民間事業者へ技能がどれだけ委託できるかどうかということは未知数ですから、今後確認をしていく必要はあるというふうにも考えられますよね。契約段階で示した方がよいのか、今言われたように報告書できっちりと、これらの民間委託の部分が継承されていく方法を記載するかということは、この問題に関してやはり課題として少し残るのではないかなという気がするのですけれども。

○西郷部会長 今回の答申に関連させて、もしその部分を書くとしたら、答申（案）の2ページ目のところに挙げられている民間事業者の活用の際の留意点というものがきちんと確保されているかということモニターしてくださいという形で今後の課題に書くということではできるような気がしますが、それは当然行われるべきものだと思いますので、書かなくてもこの条件がきちんと成り立っているということ、少なくともそういう観点から委託業者をモニターするということが当然のこととしてやっていただけるということにはなるとは思いますけれども、それを明示的に書いた方がいいかどうかということですね。そういう形でもよろしいですか。

経済産業省の方はどうでしょうか。多分当然やるべきことが書かれただけだと思いますけれども、それでよろしいですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 今ご指摘頂いた点につきましては、通常のパターンのお話しとして、既に先行して業務を民間委託しております「特定サービス産業動態統計調査（一般統計）」についても、同じような形で民間委託する際に、今の御指摘いただいた部分については、民間委託に実行を移す際に考慮すべき部分として当然ながらやるべき内容と理解し、実際に行っておりまして、これまでの審議をいただくなり、承認をいただく際には、そういった内容は当然行っているべきものとして盛り込まれていると解釈はしております。

従いまして、これまでの部分については、課題という部分については記述はなされていなかったわけですが、そこは通常の委託をする際に配慮すべき点ということでは重々理解しております。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 確かに通常とり得る措置だとは思いますが、今の先生方の御議論を聞いておきますと、もしも将来的にこの調査の他の部分において民間事業者の活用を図っていこうということが考えられる場合、当然、今回の変更による措置が十分講じられているのかとか、効果が上がっているのかということは一つ検討の基礎になろうかと思っております。そういう意味で、そのあたりの状況をきちんとウオ

ッチングして次に活かしてくださいねという意味での今後の課題ならあり得るのかもしれませんが。

○宮川委員 確かにこの4点というのは、民間事業者を選ぶ際の留意点だと私は思っています。別に私の意見を取り上げてくれというわけではないですけれども、私の問題意識を言うと、そういうふうに民間に委託をするということは、一応今まで統計部署がやられていたノウハウなり能力なりというスキルみたいなものを委託していくということを意味します。これは契約時にはっきりしなければいけないことであって、統計委員会でいろいろ議論をされている統計をきっちり活用するというか、統計をきっちり分かっていくための人材の活用ということも今後、要するに統計部署だけではなくて、民間の委託部署でも必要だということになります。これは、前回この場でも野呂委員もそういうことをおっしゃっていたので、その部分は今まではもちろんやられてきたのだと思うのですけれども、手続きとしては付加的な部分ではないかなと考えた次第です。

○西郷部会長 わかりました。

これも今すぐ作文というのはなかなか難しいので、民間事業者の育成の部分に関して、商業動態統計調査に関連するような部分で、なおかつ基本計画にあるような共通部分をとって、何か民間事業者の育成ということに関して、経済産業省がどのように将来行動していくべきなのか、多分モニターするという感じになると思いますけれども、私の方で考えさせていただいて、後で回覧ということによろしいですか。

○宮川委員 お任せいたします

○西郷部会長 ほかに何かありますか。

○野呂委員 少し戻ってもよろしいですか。

○西郷部会長 はい、どうぞ。

○野呂委員 「3 オンライン調査の推進」の表現の仕方ですけれども、一番最後に「現状においては、やむを得ないものとする」ということで、乙調査の6%オンライン回答も含めてやむを得ないということですが、やや後退感が強すぎると言いますか、そのパーセントでもう十分だというのはちょっとどうかなという気がいたします。

○西郷部会長 引き続き努力をすとか、そういう書き方な気がします。分かりました。少しお待ちください。

案としては、今、御指摘いただいたセンテンスの下から2行目、「今後更なる普及への努力を期待する。」としてしまえばそれでいいのではないかとということによろしいでしょうか。

○野呂委員 結構です。

○西郷部会長 ほかにありますか。

それでは、特にないということであれば、1点だけ民間事業者の活用という将来的なことに関して、最初は「理由等」の方で盛り込めないかというお話だったのですけれども、そこに書くのか、あるいは「今後の課題」にまとめて書くのかというところまで含めて、

私の方で預からせていただいて、後で委員の皆様と関係者の皆様に回覧をして、2月16日の統計員会でお諮りするという格好にいたします。

それでは、本部会における商業動態統計調査の審議につきましては、これをもって終了といたします。

最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 事務局です。

冒頭でもお願いいしましたが、メインテーブルの方々には席上配布資料を配布しておりますので、そちらについてはお帰りの際にはお席に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。

また、本日の部会の結果概要ですけれども、事務局で作成次第、またメールで照会させていただきますので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○西郷部会長 本日はどうもありがとうございました。これで部会を終わらせていただきます。